

令和4年第3回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料（追加分）

| 案件番号 | 案件名 | 提出課 | ページ |
|--------|-----------------------|-------|-----|
| 議案第73号 | 損害賠償の額の決定及び和解について | 生活環境課 | 1 |
| 議案第72号 | 令和4年度上越市一般会計補正予算（第2号） | 生活環境課 | 2 |

| | |
|-------|---------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 関係案件 | 議案第73号 |
| 提出課 | 生活環境課 |

損害賠償の額の決定及び和解について

1 事故の発生場所

上越市大手町 113 番地 1 (資源物常時回収ステーション)

2 和解の相手方

市内在住 男性

3 概要

| 年 月 | 内 容 |
|--------------|--|
| 令和 3 年 1 月 | 資源物常時回収ステーションに段ボールを排出した際に、ユニットハウス内の床面が雪による水分で滑りやすい状況にあったことから転倒し、左足の脛骨及び腓骨を骨折 |
| 令和 3 年 4 月 | 相手方が退院し、月 1 回の治療及びリハビリのため通院を継続 |
| 令和 3 年 8 月 | 患部の状態が悪いため、再入院 |
| 令和 3 年 11 月 | 相手方が退院し、月 1 回の経過観察を継続 |
| 令和 4 年 2 月 | 相手方からの和解に向けた協議の意向を受け、市顧問弁護士を代理人として、示談に向けた交渉を開始 |
| 令和 4 年 5 月下旬 | 相手方から合意書(案)を了承する旨の回答を得る |

4 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 1,771,140 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、本件事故に関し、合意書に定めるもののほかに何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

5 和解する理由

代理人弁護士による交渉で、相手方の請求額の提案に同意し示談を締結することが十分合理的であると判断したため

6 今後の手続

議決後、速やかに示談する予定

| | |
|-------|---------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 関係案件 | 議案第72号 |
| 提出課 | 生活環境課 |

| | | |
|----------------|--------|-------|
| 歳出科目 (P10～P11) | 4款3項2目 | 塵芥処理費 |
|----------------|--------|-------|

単位：千円

| 事業名 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|-----------|---------|-------|---------|
| 資源物分別収集事業 | 819,520 | 1,772 | 821,292 |

| 主な補正財源 | | 主な経費 | |
|--------|-------|------------|-------|
| 諸収入 | 1,772 | 補償、補填及び賠償金 | 1,772 |

【補正理由】

令和3年1月21日に、大手町地内の資源物常時回収ステーション内で発生した転倒事故について、相手方との示談に伴い、治療費及び装具費用等に相当する損害賠償金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

| 名称 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|----------------|-----|-------|-------|
| 全国市長会市民賠償補償保険金 | 0 | 1,772 | 1,772 |

(歳出)

| 名称 | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|-------|-----|-------|-------|
| 損害賠償金 | 0 | 1,772 | 1,772 |

<その他>

本事故による傷病に対する診療等について、健康保険事業の運営主体である保険者から、医療給付を行った額を限度として、法律の規定による損害賠償請求権の代位取得に基づき、後日、損害賠償金を請求される予定であるため、保険者に対しての損害賠償の額が決定次第、別途、議会に諮ることとしている。